広報としま

<昭和55年>
3／10
No. 429

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1—18—1
〒170 ☎ 981—1111
<毎月10日・25日発行>

広聴電話

981 1133
一度はいいます情報へ

この電話は夜間・休日でも利用できます。

国民健康保険
4月1日から保険料が改定されます

被保険者の皆さんのご理解とご協力を！

国民健康保険で健康な毎日を……

□国民健康保険制度とは

あなたは、どんな医療保険に加入されていますか。

豊島区にお住まいの方で、職場の健康保険や組合の国保に加入されている方を除いて、すべての人が国民健康保険に入らなければなりません。

こうした制度により、豊島区では、約11万人の方が豊島区の国民健康保険に加入されています。

ところで、これらの方々が毎日健康で生活されるにこしたことはありませんが、不幸にして病気にかかり、お医者さんの治療を受けなければならなくなることも考えておかなければなりません。

医療費も諸物価の値上がりとともに、年々上昇していますので、患者をかかえた家庭では経済的に大きな負担をかかえることになります。

このような負担を少しでもやわらげようとするのが、国民健康保険の制度です。したがって、お医者さんにかかる方がふえればふえるほど、国保会計からの支出も増加することになります。

□国保財政の健全化を図るために

この医療費は、国民健康保険会計の支出の95・1%を占めており、昭和53年度の金額にすれば、73億円にも達しています。1人あたりの医療費は8万円を超えています。

国保会計の財源は、昭和53年度でみれば、約22・5%を加入者の皆さんに負担していただく保険料により、約53・2%を国の支出金により、約23・2%を都の補助金によってまかなってきました（その他1・1%）。

ところで、豊島区を含めた東京都23区の1人あたり保険料は、他の大都市に比べてかなり安いことを、〈表1〉は示しています。

なぜでしょうか。

それは、23特別区の場合はどの区に住んでいても、被保険者の皆さんが同一の保険給付を受けられるように、都が補助金を出しているからです。

この全国で東京都だけ実施している補助金は、医療費の増加により年々増額されてきましたが、このままでは、財政難の都では、負担しきれなくなりました。

そこで国保財政の健全化を図るため、4月1日から〈表2〉のとおり、保険料の改定をすることになりました。

□標準世帯で月850円の増額

4人家族で年収300万円の標準世帯の場合、〈表3〉のとおり（6千円×4）＋（5万3千620円×1・22）ですので、年間保険料は、8万9千415円となり、改定前に比べて、年間1万192円、月額約850円の増加となります。

これにともない今回は、給付の改善として、助産費・葬祭費の支給額がそれぞれ8万円と3万円に引き上げられます。

なお、災害、失業等特別な理由により、保険料の支払いが困難になったときは、保険料の減額、免除などの制度もありますので、ご相談ください。

今回の改定については、被保険者の皆さんのご理解とご協力をぜひお願いします。

お問い合わせは、国民健康保険課☎2641～2663へ。

<表1> 他の大都市との比較（54年度見込み）

区分	1人当り医療費	1人当り保険料	保険料最高限度額	応益割 1人当り均等割	応益割 世帯割り平等割	賦課率
東京都(23区)	円 87,483	円 19,462	円 170,000	円 4,800	円 —	% 32
横浜市	76,418	20,452	170,000	8,190	—	37
名古屋市	99,586	29,781	200,000	11,912	—	38
京都市	117,819	32,726	220,000	8,090	17,990	39
大阪市	116,196	32,542	226,000	11,390	13,248	39
神戸市	106,776	27,526	220,000	8,250	13,650	37

<表2>

<55年度の保険料の改定>
○賦課限度額（1世帯当り年額）　17万円 → 22万円
○均等割額（被保険者1人当り年額）　4,800円 → 6,000円
○所得割額　前年度住民税額の$\frac{113}{100}$ → $\frac{123}{100}$
（1世帯当りの保険料＝均等割額×被保険者数＋所得割額）

<保険給付の改善>
○助産費　60,000円 → 80,000円
○葬祭費　20,000円 → 30,000円

<表3>新旧保険料の比較

53年分収入金額	54年度住民税額	55年度保険料 現行	55年度保険料 改定	年間の増加額
1,400,000円	非課税	19,200円	24,000円	4,800円
2,000,000	14,700円	35,664	41,934	6,270
2,500,000	32,580	55,689	63,747	8,058
3,000,000	53,620	79,254	89,416	10,162
3,500,000	81,480	110,457	123,405	12,948
4,000,000	115,130	148,145	164,458	16,313
4,220,000	134,380	169,705	187,943	18,238
4,530,000	161,660	170,000	220,000	50,000

（注）給与所得の標準4人世帯

あなたの声を区政に

区政モニターを募集しています

豊島区では、いろいろな仕事をよりよく進めていくために、区政について意見や考えを述べていただく「区政モニター」を毎年募集しています。昭和55年度の応募要領は次のとおりです。

◇区政モニターの仕事
①「モニターアンケート」への回答（年3回程度）②区政全般についての情報、意見、要望などの随時提供 ③モニター連絡会議などへの出席 ④区施設の見学 ⑤その他、区で依頼する広聴業務への協力などです。

◇応募できる方
次の3つの条件を満たす方
①満20歳以上で、豊島区内に引き続き6か月以上居住していること ②豊島区の住民基本台帳に記録されていること ③都および都内各区市町村の公務員でないこと

◇任期
昭和55年4月～昭和56年3月

◇募集人員
40名

◇謝礼
年額1万円（予定）

◇申込受付期限
昭和55年3月15日（土）まで

◇提出書類
①区政モニター申込書 ②簡単な応募作文（区政について思うこと）

◇モニター申込書の請求
区役所（広報課、庁舎案内所、区民相談室）、各出張所で直接受取るか、または電話で広報課に請求してください。

◇選考
地域別、年齢別、性別、職業別などを考慮のうえ選考し、結果は直接本人にお知らせします。

◇申込み・詳細
〒170 豊島区東池袋1の18の1
豊島区役所広報課広聴係
☎981－1111内2141

消費生活モニターを募集します

区内婦人層より消費生活に関する意見、要望をお聴きし、これを行政に反映させるため、またモニター活動を通しての賢い消費者づくりを図るため、区では消費生活モニター制度を設けていますが、第3期モニターの任期満了にともない、新たに第4期モニターを、次の要領で募集します。

◇消費生活モニターの仕事
①「モニターアンケート」への回答（年3回）③生活関連物資の実態調査（安売りデー調査等）③連絡会、勉強会への出席（年数回）④その他、消費者行政への協力

◇応募できる方
①満20歳以上の女性 ②区内に引き続き6か月以上居住し、住民基本台帳に記録されている方 ③公務員でない方

◇任期
2年（昭和55年4月1日～昭和57年3月31日）再任も可。

◇募集人員
50名

◇謝礼
年額1万円（予定）

◇申込受付期限
昭和55年3月31日（月）まで

◇申込方法
申込書を持参、郵送するか、または電話でお申込みください。
申込書は、経済課、各出張所にあります。

◇選考
地域、年齢などを考慮のうえ選考し、結果は直接本人にお知らせします。

◇申込み・詳細
〒170 豊島区東池袋1の18の1
豊島区役所経済課消費経済係
☎981－1111内2455

引続き福祉と防災に重点

区議会定例会に
新年度予算を提案

昭和五十五年第一回区議会定例会は二月二十五日に招集され、三月二十六日まで開かれます。

冒頭、日比区長は、昭和五十五年度の予算を提案するにあたり、次のように所信表明を行いました。

その要旨は次のとおりです。

予算編成の基本点

昭和五十五年度一般会計予算をご提案申しあげるに際しまして、所信の一端を申し述べます。

昭和五十五年度の予算編成の基本的な考え方の第一点は、予算即決算という視点に立って、特別区税をはじめ、見込み得る総ての財源を根一杯計上いたし、積極的な年間総合予算として編成したことであります。

第二点は、ゼロベース的視点に立って、経常的経費の節減合理化とりわけ人件費の圧縮に努めたことであります。

第三点は、引き続き福祉と防災を重点課題に据えますと同時に、公園・児童遊園の造成、学校施設整備等に力点を置いて、予算を編成したことであります。

一般会計予算の総額は、三百七十一億一千九十一万円でありまして、前年度当初予算に比べ十・三パーセントの増となっております。

主な建設事業

次に、コミュニティ施設等整備計画により予算に計上した、主な建設事業を申しあげますと、まず新規事業として心身障害者福祉センター、福祉作業所および図書館の建設各一か所、児童育成室の建設二か所、公園整備二か所、児童遊園整備三か所でありまして、ほかに継続事業として駒込の老人いこい室、備蓄倉庫の建設各一か所前年度の打切り再計上として保育所、老人いこい室の建設各一か所がございます。

これらのほか、道路新設改良として約七億一千万円、用地先行取得事業として児童館、児童遊園および公園の用地各一か所を計上したのであります。

また、懸案の大規模建設事業でありますが、二か年計画で昭和五十五年度に着工する心身障害者福祉センター等の建設費として一億円、将来着手する勤労福祉会館等の建設費として一億円、同じく教育会館等建設費として二億円、合わせて四億円を基金に積み立てるべく予算に計上しております。

次に、義務教育関係の投資的経費として、プール改築三か所および校地買収一か所、合わせて約四億九千五百万円を計上したのであります。

福祉対策

まず、心身障害者福祉センターおよび福祉作業所の建設事業でありますが、従来の計画年度を一年繰り上げ、これらの施設を昭和五十五年度および五十六年度の二か年計画で建設しようとするものであります。

心身障害者福祉センターは、障害者がそのハンディキャップを克服しつつ、社会生活への適応性を高めることを主たる目的とし、各種相談、機能回復訓練、作業訓練相互交流の場および教養向上の機会を提供する等、多面的な機能を持つ、心身障害者のための総合的な福祉施設であります。

心身障害者センター等の建設予定地

また、このセンターに併設する福祉作業所は、一般就労の困難な十五歳以上の心身障害者に、生活指導を行いながら設備と仕事を提供することにより、自立を助長することを目的とする通所施設であります。

心身障害者福祉センターと福祉作業所は、目白五丁目の「さくらの家」に隣接する区有地に合築いたしますが、施設の規模はセンターが延約二千平方メートル、福祉作業所が延約一千平方メートルでありまして、総工費約八億三千七百万円であります。

このうち、昭和五十五年度は、地質調査費および設計料として約千九百万円のほか、先程申しあげましたとおり基金積立金一億円を予算に計上したのであります。

次に、心身障害者の社会参加、生活圏の拡大に寄与するため、かねてのご要望に応え、高齢者活動園について障害者のための施設改善工事を施工いたしますとともに、大塚駅から中央図書館に至る区道に視覚障害者用誘導ブロックの設置、巣鴨体育館における水泳教室の開設、相談員宅と本区との間に聴覚障害者用テレメールの設置等新たな施策を行うものであります。

そのほか、在宅援護として、新たに理容サービス、また補装具および日常生活用具の給付等にかかわる自己負担分の助成を実施しますが、さらに、区内の民間福祉作業所および民間精神障害者施設の各一か所について、それぞれ運営費の助成を行うものであります。

次に、老人の就労および生きがい対策として大きな役割を果たしている、本区の高齢者事業団への貸付金を、今回倍増して六百万円計上したのでありますが、同事業団は、昭和五十一年十月発足以来着実に業績を伸ばしつつあり、会員数は七百十八名に達し、二十三区内の十九事業団中、最も高い就労率を示しております。

昭和五十四年度の受注高は、一月末現在約八千九百万円で、公共と民間の割合も五十二対四十八でほぼ半々となり、年度末までに、受注総額は一億円の大台に乗ることが確実視されるに至っているのであります。

次に、児童福祉に関連する本区独自の施策として、新たに幼稚園類似施設五か所に在園する児童に対しまして、国の就園奨励費なみの補助金を支給することといたしますほか、従来の私立幼稚園保護者助成につきましても、入園時助成を年額一万二千円から一万八千円に、五歳児助成を月額千二百円から千八百円に、それぞれ五割アップするものであります。

次に、来る三月一日に本区への移管が決定しました池袋授産場につきまして、その管理運営費を計上したのでありますが、身近な自治体への移管という趣旨に沿い、将来に向かって積極的かつ円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、無年金者救済対策の拡充についてでございます。ご承知のとおり、今回の特例納付は、国民年金の受給権を復活できる、最後の機会であり、本年六月三十日を一括納付の期限とする時限措置であります。

そこで、本区といたしましては無年金者の救済に万全を期するため、この際、第一歩を進めて、世帯更生資金の貸付限度額に上乗せする等の措置により、特例納付すべき保険料の全額について資金の貸付けができますよう、所要の改正を図るべく、今回、当該条例の一部を改正する条例をご提案いたしますとともに、貸付金として二千万円を予算に計上した次第であります。

防災対策

ご案内のとおり、二か年計画で整備を進めてまいりました地域防災センターにつきましては、昭和五十五年度において、残りの十七か所、即ち小学校十四校、中学校三校について新たに物的装備を施すべく、関係経費約八千万円を計上したのであります。

これにより目標二十九か所が完了し、区内全域にわたって、防災活動、情報通信および救護救護の総合的な地域防災拠点が整備されることになるわけであります。

小型貯水槽設置（30基の予定）

一方、防災行政無線の整備につきましては、昨年四月都区間における専用回線の開局に引き続き、区独自系無線について、その周波数割当ての確保と、無線設備の整備を進めてまいりましたが、近く免許がおりる運びになったのであります。

したがいまして、これに対応して、夜間および休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、昭和五十五年度から、管理職二名づつの交替による警戒待機態勢を確立し、災害応急対策の万全を期してまいる所存であります。

また、消防活動困難地域を重点に、昭和五十四年度より三か年計画で整備を進めております小型貯水槽につきましては、二年次分として三十基を増設いたしますほかその用地確保が困難な地域における補完水利対策として、民間の井戸に導水装置を取り付けるため、今回二十か所分を予算に計上したのであります。

また、区立保育園における防災対策の一環として、避難車を配備いたすべく、幼児保育を行っている二十二園に各一台、乳児室に二台、合わせて二十四台分を計上しております。

次に、乾燥米等備蓄物資の充実強化を計上いたしましたが、これにより、本区の被災想定人口八万三千人の三食分が確保できることになるのであります。

さらに、今月十二日、東京都米穀小売商業組合豊島支部と本区との間で、「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定」を締結いたし、本区の食糧備蓄量と同じ三食分の優先供給について、ご協力を得ることができましたことをご報告申しあげます。

中小企業振興対策等

次に、商工融資制度の拡充につきましては、原資を七億円から七億五千万円に増額して、融資枠を三十五億円から三十七億五千万円に拡充いたしますほか、設備資金および中小企業団体共済金について貸付限度額を引上げ、また小規模企業資金について返済期間の延長等の措置を講ずるものであります。

次に、基本構想の策定関係経費として約千五百万円を計上したのであります。

新しい豊島区の基本構想および基本計画の策定につきましては、これまで二年度にわたり基礎調査を実施してまいりましたが、昭和五十五年度には、別にご提案申しあげる条例により、一般区民の方々も参加していただく審議会を設けまして、これらの策定について諮問いたし、ご審議をお願いする所存であります。

なお、基本構想につきましては本年十一月までに、基本計画につきましては来年十月頃に答申をいただくべく考えておりますが、このうち、基本構想は議会の議決が必要でありますので、昭和五十六年二月定例会にご提案申しあげる予定でありますことを申し添えます。

この一般会計に、公益質屋事業会計および国民健康保険事業会計を加えた本区の昭和五十五年度予算の総額は四百六十七億六千六百十八万一千円でありまして、前年度当初予算に比べて九・六パーセントの増となった次第であります

学年末の非行防止にご協力ください

中・高校生による非行が、年々増加の傾向をたどっています。

この年代は、思春期特有の情緒的な動揺が激しく、ちょっとしたことで衝動的に非行に走るためといわれますが、これが特に顕著なのが学年末の3月です。

期末試験や入試も終わり、また宿題のない春休みなどからの解放感、あるいは入試の失敗や学業不振からくる劣等感や悩み、進学や就職先の不安など、少年達の心は絶えずゆれ動いて、非行や自殺へ走る要因となっていますが、昨年同期に部内で補導された1307人の非行少年等の多くは中・高校生であり、上半期（1～6月）でも最高の補導数となっています。

この時期の子どもの生活行動や態度に注意の目を向け、こどもの悩みなどを知って適切な指導をするほか、みんなで少年の非行防止にご協力ください。

少年自身は

(1)学校生活にとって、学年末は1年の区切りとなる大事な時期です。進学、進級などを控えて浮わついた気分で遊び回って、あるいは学業不振や受験の失敗でやけをおこすなどで、非行に走る少年が例年多いのですが、十分な反省と慎重な行動で、悔いない学年末を送るよう、心がけましょう。

(2)学年末には、学校内外での暴力行為が目立ってきます。不良グループなどに誘われても強く断りましょう。また、そうした情報を耳にした時は、勇気を持って注意するか、学校の先生に連絡するなどして、みんなで暴力をなくすよう努力しましょう。

(3)学校の問題その他で心配ごとや悩み、不安などがある場合は家族や先生などに早く相談して解決を図りましょう。

家庭では

(1)学年末は、少年達にとって悩みの多い時期となっています。受験の失敗や学業不振などを頭からしかったり、深刻な態度を示すことは、非行や自殺へ追いやる結果ともなります。温かいいたわりと励ましで、子どもに希望とやる気をおこさせるように心がけましょう。

(2)学年末に多い非行は、暴力行為や万引、シンナー遊び、無断外泊、家出などですが、こうした行為は、友達に誘われてとか、不良グループに加入してなどが多いのです。夜間の外出、友達づきあいには特に気をつけ、不審な場合は、早く注意を与えるようにしましょう。

(3)少年の非行化防止の最後のとりでは家庭といわれています。学年末は親子が将来のことを話し合う絶好の機会でもあるので会話の中から子どもの悩みを知り、また、悩みを聞く温かい心を持って、適切な指導をしましょう。

地域社会では

(1)学年末は学校行事などで不規則な登下校が多くなるので、学校では校外の生活指導に留意しましょう。暴力事犯の多発期でもあるので、問題少年のグループの動向は握に努め、事前に情報を得た場合は、速やかに警察に通報しましょう。

(2)4月は少年の家出の季節となっていますが、そのきざしは3月頃からあらわれ始めます。学校等では、日常の態度、行動などから要注意少年の発見に努め、よき相談相手となるとともに、適切な助言を与えましょう。

目白・池袋・巣鴨警察署

遺族年金等の対象者が拡大されました

戦没者等の遺族、戦傷病者等の妻の皆様へ

① **遺族年金等の支給**

(1)再婚された配偶者等が遺族年金、遺族給与金を受給できるのは昭和21年2月1日から27年4月29日の間に再婚し、28年7月31日までに、その再婚を解消し、かつ死亡された旧軍人の方が、昭和39年までの法改正（再婚解消が死亡のとき41年）で戦没者等になっている場合に限られていましたが、今回はそれ以後の法改正をも含むことに拡大されました。

(2)公務上の傷病による障害程度が、第一款症（旧恩給第七項症）で、障害年金等を受給していた旧軍人等の方が平病死された場合に支給される遺族年金、遺族給与金が、後順位の方（平病死された方と同一生計の親族者、18歳未満の子と孫、60歳以上の父母祖父母）にまで拡大されました。

② **戦没者等の妻に対する特別給付金の支給**

(1)満州背年移民で公務にかかわって死亡された方の妻に20万円（10年償還の国債）

(2)戦傷病者等の妻として44年10月1日発行の第二回特別給付金国庫債券（は号5万円または10万円）の受給権を取得された方で、その戦傷病者等が48年4月1日以前にその傷病が原因で死亡されたことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有した場合は、新たに60万円（10年償還の国債）が支給されます。

③ **戦没者等の父母・祖父母（他に氏を同じくする子も孫もいなかったもの）に対する特別給付金の支給**

(1)満州背年移民で公務にかかわって死亡された方の父母等に10万円（5年償還の国債）

(2)日華事変の勤務に関連して死亡された、戦没者の父母のうち49年10月1日発行の第三回特別給付金国庫債券（と号10万円）の受給権を取得された方で、なお受給要件が継続している場合に30万円（5年償還の国債）

(3)昭和12年7月7日以後に公務上死亡された戦没者および満州事変間に公務上死亡された軍人の父母等のうち49年10月1日発行の第5回特別給付金国庫債券（3号30万円）の受給権を取得された方で、なお受給要件が継続している場合に60万円（5年償還の国債）がそれぞれ支給されます。

④ **戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給**

(1)48年4月2日以後、じ後重症により戦傷病者等となった方の妻および同日以後に戦傷病者等と婚姻した方に5万円、または2万5千円（各5年償還の国債）が支給されます。ただし54年4月1日現在第五款症以上の傷病恩給等を受けている場合に限ります。

(2)昭和44年法律第61号により特別給付金国庫債券（は号）の受給権を得た方で、夫に当る戦傷病者等が54年10月1日現在第五款症以上の傷病恩給等を受けている場合30万円または15万円（各10年償還の国債）が支給されます。

☆請求期間（時効）

昭和54年10月1日から①は7年間、②③④は3年間です。

☆問い合わせは福祉課管理係㈹2622へ。

国民年金と厚生年金は同時に二重加入できません

国民年金・厚生年金、共済組合などの公的年金には、同じ時期に2つ以上加入できないことになっています。

国民年金に加入している人が、会社や官公庁に勤めて、厚生年金や共済組合に加入したら、国民年金をやめる手続きをとってください。国民年金課では届出がないと厚生年金や共済組合に加入したことがわかりません。

手続きは区の国民年金課で、年金手帳、印鑑（認め印でけっこうです）の他に、勤め先名、厚生年金や共済組合などの加入年月日がわかるようにしてきてください。

なお、厚生年金や共済組合をやめた人は国民年金に加入する手続きをお忘れなく。くわしくは国民年金課適用係内2675～7へ。

保険料は所得控除されます

確定申告の際にお忘れなく

54年中に支払った国民年金の保険料は所得控除されます。

54年1～3月分　各月2千730円
54年4～12月分　各月3千300円
特例納付　1か月4千円

くわしくは国民年金課保険料係㈹2681へ。

家庭看護教室を開催します

老後の健康と家庭看護の方法を身につけていただくため、次のとおり開催します。

▽日時と内容

・4月1日　午後1時30分～4時「老齢期の健康」
・4月3日　午前9時30分～12時30分「老齢期の体と心の調和」
・4月5日　午前9時30分～12時30分「髪を洗う」
・4月7日　午後1時30分～4時「看護用品の備え方」
・4月9日　午後1時30分～4時「老齢期の注意」
・4月11日　午前9時30分～12時30分「自分の老年期」

▽場所　池袋保健所講堂

▽費用　無料

▽申込みと定員

3月20日までに、電話で「池袋保健所予防課保健指導937－4171へ。先着20名まで。

手話講習会＝初級＝

◇とき…55年4月～56年3月の毎週火曜日　午後6時～8時

◇ところ…区民センター

◇対象…聴覚障害者に理解のある方で、1年間続けて参加できる区内在住または在勤の方

◇定員…45名（多数の場合抽選）

◇申込み…3月19日までに、往復はがきに、住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先、受講の動機を記入のうえ、「〒170豊島区東池袋1の18の1　豊島区役所福祉課福祉係」に郵送（当日消印有効）、またはご持参ください。

◇詳細…福祉係内2625へ。

初級点字講習会

ボランティア養成を主とした初級点字講習会を開催します。

◇日時…55年4月～56年3月の毎週火曜　午後1時30分～3時30分

◇会場…区立中央図書館

◇定員…20名（先着順）

◇申込み…3月17日から当館983－7861へ。

さくら祭をひらきます

心身障害者の通所施設である豊島区立「さくらの家」では、1年間の活動の成果発表の場として「さくら祭」を催します。

当日は作品の展示、バザー、実演、コーヒー、紅茶などの接待があります。

お誘いあわせのうえ、ぜひおいでください。

◇日時…3月16日（日）午前10時から午後2時まで

◇場所…豊島区目白5－18－8「さくらの家」953－2811　西武池袋線椎名町駅徒歩5分

ねずみ、ゴキブリ駆除出張相談

出張所管内	日時	会場
第9出張所管内	3月11日～12日	要町1－4－2 第9出張所会議室
第10出張所管内	3月13日～14日	南大塚4－12－3 第10出張所会議室
第11出張所管内	3月17日～18日	巣鴨本町1－12－15 第11出張所会議室
第12出張所管内	3月25日～26日	南大塚2－36－1 南大塚社会教育会館

相談時間は各会場とも午前10時から午後3時までです。
環境衛生課　㈹2535でも常時相談を行っています。

としま子どものつどい

◇とき…3月23日（雨天…26日）午前9時～午後3時30分
◇ところ…池袋西口駅前ローラースケート場（学芸大学跡地）
◇内容…セレモニー、ゲーム、お絵かき、チャレンジコーナー（アスレチック）他
◇主催…豊島区少年団体連絡協議会、豊島区教育委員会
◇申込み…団体は社会教育課事業係☎3465、個人参加は当日会場へ。
◇持参するもの…黒・赤・緑のクレパスまたはマジック・昼食
◇詳細…社会教育課事業係、または外山984－5621へ。
◎参加者全員におみやげを送しあげます。

猪苗代青少年センターで名残り雪を…

会津地方にこの冬降った雪は、23年ぶりの大雪。おかげで春スキーも、十分に満喫していただけそうです。3月29・30・31日を除いて、まだ利用できます。
また、4月1日午後1時30分から受付ける利用申込みは、青少年団体・グループが6月分、その他の利用者は5月分です。
◇便用料…1泊で、青少年団体400円、その他600円（食事料3食850円）
◇申込み…社会教育課事業係☎3466へ。

豊島区吹奏楽団演奏会

◇とき…3月21日（金）午後6時30分開場
◇ところ…豊島公会堂
◇指揮…八田　泰一氏
◇曲目…シベリウス「フィンランディア」、スーザ「マーチ集」他
◇入場料…300円
◇詳細…社会教育係☎3456へ

講演会
サークルにおけるリーダーシップのあり方

◇とき…3月13日午後7時～9時
◇ところ…区立青年館
◇講師…東京都社会教育主事室長　近藤　正氏
◇申込み…あらかじめ電話で青年館936－6740へ。

家庭教育の集い

▽テレビ学級を終えて…発表
▽講演会
『親心と子どもの教育』
―親の心に潜む矛盾―
講師…東洋大学教授　田村　健二氏
◇日時…3月12日（水）午前9時30分～正午
◇会場…南大塚ホール
◇詳細…社会教育係☎3455へ

婦人研修会
委嘱学級発表会

◇日時…3月12日（水）午後1時30分～4時
◇会場…南大塚ホール
◇講師…読売新聞社婦人部部長　金森トシ子氏
『今くらしの課題は
女性と社会のつながり』
◇申込み…社会教育係☎3456
◎保育の用意もあります。

女性史講演会＝対談＝
江戸時代の女性と現代

◇講師…評論家　望月百合子氏
江戸史研究家　田井友季子氏
◇日時…3月27日（木）午前10時30分～正午
◇会場…巣鴨図書館予備室
◇詳細…910－3608へ。

特別教養講座
『学歴社会のゆくえ』

◇講師…法政大学教授　尾形　憲　氏
◇日時…3月21日（金）午後6時30分～8時30分
◇会場…区民センター4階
◇対象…区内在住または在勤の方
◇定員…100名（先着順）
◇申込み…社会教育課事業係☎3465へ。

小中学生ニジマス釣教室

◇とき…3月28日（金）雨天決行
◇ところ…川越淡水魚センター
◇対象…区内在住の小中学生（小学生は3年生以上）
◇定員…小学生160名、中学生40名（申込みが定員を超えた時は抽選）
◇集合…午前8時までに、東武東上線新河岸駅下車、川越淡水魚センターへ。
◇費用…小学生500円、中学生700円
◇申込み…3月18日までに、はがき（返信用、住所・氏名を記入）を持って体育課窓口へ。
◇注意…グループは4名まで認めます。中学生はルアー教室ですので、ルアーを習いたい方だけ申込んでください。

60歳以上の方へ
社交ダンス教室

◇とき…4月2日～5月28日の毎週水曜（4月30日は除く）午前10時30分～11時45分
◇ところ…老人福祉センター
◇内容…初歩のブルース他
◇講師…野々山三知子氏
◇定員…30名（先着順）
◇申込み…3月12日から当館窓口へ。（電話不可）
◇詳細…984－5896へ。

映画鑑賞会

◇とき…3月11日（火）午後1時15分～3時30分
◇ところ…池袋本町ことぶきの家
◇上映作品…文部省特選ヒューマン・ドキュメント『K₂白き氷河の果てに』
◇申込み…当日会場へ。
◎一般区民の方もどうぞ。

◇詳細…体育課☎3485へ。

リトミックによる
親子体操教室

◇対象…昭和51年4月2日～52年4月1日生れの幼児とその親
◇会場…豊島体育館、池袋本町児童館
◇参加費…1千円
◎日程、定員、申込方法等は次号の広報でお知らせします。受付は3月26日です。
◇詳細…体育課☎3485へ。

区民ハイキングのつどい

◇とき…3月23日(日)雨天…30日
◇集合…午前9時までに西武池袋線武蔵横手駅前
◇参加費…100円（昼食は各自持参）
◇定員…100名（先着順）
◇申込み…3月20日までに参加費を添えて体育課へ。
◇詳細…豊島区レクリエーション協会971－3974古川へ。

総合体育場からのお知らせ

総合体育場の庭球場、卓球場を利用する場合、登録が必要です。
登録の際は、区内在住または在勤を証明できるもの（身分証明書等）をお持ちください。
55年度の個人登録は、4月1日から受付けます。現在登録している方も改めて登録してください。
庭球場の団体登録は現在受付中です。
卓球場では、4月から土曜の午後、日曜、祭日の午前、午後に指導員が指導しますので、初心者の方もどうぞご利用ください。
◇詳細…971－0094へ。

体育館個人公開の利用方法が変わります

豊島体育館、巣鴨体育館の個人公開は、4月1日から登録制を実施します。登録をしてない方は、体育館をご利用できません。
◇登録の手続き…区内在住または在勤を証明できるもの（身分証明書、保険証、免許証等）をご持参のうえ、各館にて備え付けの申請書で登録手続きをしてください。
3月18日から受付けます。
◇詳細…豊島体育館971－1701、巣鴨体育館918－7101へ。

西巣鴨中学校の校庭を開放します

4月から西巣鴨中学校の校庭を日曜、祝日の昼間にスポーツ開放をします。種目は、少年野球、少年ナッカー（予定）ですが、少年野球を利用する場合、体育課で団体登録をしてください。
◇詳細…体育課☎3481へ。

消費者見学会

◇とき…3月25日（火）
◇見学先…森永乳業多摩工場
◇集合…午前8時30分までに豊島公会堂前に集合、直ちに出発
◇参加費…無料（昼食は各自持参）
◇定員…50名（多数の場合は抽選）
◇申込み…3月10・11日の午前9時から電話で消費経済係☎2456へ。当選者には3月17日までにハガキで通知します。グループでの申込みはご遠慮ください。

第12回消費者講座

◇日時…3月18日（火）午後1時30分～3時30分
◇会場…区民センター第2会議室
◇テーマ…衣類の手入れと保管について（クリーニングに出す前に）
◇講師…文京女子大学教授　西出　伸子氏
◇定員…50名（先着順）
◇申込み…消費経済係☎2456

中央日本の観光展
『春の観光まつり』

中央日本1都11県の観光展をサンシャイン・シティで開きます。
◇期間…3月14日～16日
◇会場…アルパ、噴水広場催事場
◇内容…観光案内、郷土芸能の技、ポスター・パネル展示など。

アルバイト募集

◇資格…55歳未満の女性
◇勤務場所…区立のことぶきの家（高松・池袋・南長崎・要町）
◇期間…4月～9月（毎週月～土）
◇勤務時間・賃金・募集人員…①8時間勤務…日額3千300円、3名②4時間半勤務（午後）…日額千500円、3名
◇勤務内容…受付事務及び清掃
◇申込み・詳細…3月14日までに履歴書を郵送してください。〒171豊島区南池袋3の5の12老人福祉センター（984－5897）へ。

区立小学校臨時栄養士募集

◇資格…栄養士の資格のある方（3月資格取得見込みも含む）
◇勤務期間…4月～7月
◇勤務時間…8時間
◇賃金…日額4千円
◇申込み…3月15日までに学務課保健給食係☎3441へ。

看護婦登録者募集

◇資格…准正看護婦資格者で、最低3泊3日または半月以上常駐勤務のできる方
◇仕事内容…区立小中学校の林間学校等の付添看護（5月～10月、尾瀬、日光、山中湖等）
◇日給…手取り9千500円
◇申込み…履歴書（写真貼付、勤務希望期間記入）、免許証の写しを〒170豊島区東池袋1の19の1豊島区教育委員会事務局学務課学事係へ郵送してください。登録者の中から順次連絡します。
◇詳細…学事係☎3431へ。

区民のひろば

遊びと勉強

なぜ子供にとって遊びは必要か
◇講師…奈良教育大学教授　深谷　昌志氏
◇日時…3月14日（金）午後6時30分～8時30分
◇会場…区立勤労青少年センター
◇対象・定員…一般区民の方で、子供の教育に関心のある方　40名
◇申込み…グループリーダー豊島「あひるの会」加瀬962－2494

成人教養講座『巣鴨学堂』

▽3月12日…十六夜日記（第2回）
▽26日…漢文＝詞林
◇時間…いずれも午後2時から
◇会場…巣鴨信用金庫本店会議室
◇講師…田畑　祐917－5433
◎ノートをご持参ください。

洋画『豊彩会』

◇日時…毎月末雑日3回、午後6時～8時30分
◇会場…区立青年館
◇費用…入会金2千500円、月会費1千500円
◇申込み…往復はがきで〒170豊島区北大塚2の9の8吉田辰朗へ。

剣舞詩舞教室

◇とき…3月19日～5月7日の毎週水曜日　午前10時～正午
◇ところ…区立青年館
◇服装…動きやすい服装
◇指導…神楽流神楽会
◇費用…1千500円（センス代）
◇申込み…神楽会971－2015へ

折り紙『きさらぎ会』

◇日時…毎月第3水曜日　午後1時30分～3時30分
◇会場…南大塚社会教育会館
◇会費…月500円
◇詳細…中島971－6637へ。

『区役所だより』

都立豊島病院から…
臨床検査技師パート募集

◇期間…6月17日まで（ただし、1か月の勤務が20日を超えないものとする）
◇勤務時間…午前8時45分～午後5時15分
◇勤務内容…臨床検査
◇資格…臨床検査技師または衛生検査技師の資格を有する方
◇賃金…日額6千円
◇申込み…履歴書、免許証を持参の上来院するか、電話で961－3281内線211今村、内線319佐藤へ。

お済みですか？　所得税・個人事業税・住民税の申告は3月15日までです。